

令和8年10月1日付採用
 軽井沢町職員採用試験受験案内
 (社会人経験者)

1 試験区分、受験資格及び採用予定人数

試験区分	受 験 資 格	採 用 予定人数
一般事務 (大学卒業程度) (社会人経験者)	・昭和46年4月2日以降に生まれ、大学卒業程度の学力を有し、かつ、1つの官公庁・民間企業等での職務経験が3年以上ある人	若干名
一般事務 (高校卒業程度) (社会人経験者)	・昭和46年4月2日以降に生まれ、高校卒業程度の学力を有し、かつ、1つの官公庁、民間企業等での職務経験が3年以上ある人	
建築士 または 宅地建物取引士 (社会人経験者)	・昭和46年4月2日以降に生まれ、1級又は2級建築士又は宅地建物取引士の資格を有し、かつ、官公庁・民間企業等において建築士または宅地建物取引士の職務経験が3年以上ある人	
土木技師 (社会人経験者)	・昭和46年4月2日以降に生まれ、1級又は2級土木施工管理技士の資格を有し、かつ、官公庁・民間企業等において土木工事の設計・施工管理等の職務経験が3年以上ある人	
公認心理師 または 臨床心理士 (社会人経験者)	・昭和46年4月2日以降に生まれ、公認心理師または臨床心理士の資格を有し、かつ、官公庁・民間企業等において公認心理師または臨床心理士の職務経験が3年以上ある人	
精神保健福祉士 (社会人経験者)	・昭和46年4月2日以降に生まれ、精神保健福祉士の資格を有し、かつ、官公庁・民間企業等において精神保健福祉士の職務経験が3年以上ある人	
社会福祉士 (社会人経験者)	・昭和46年4月2日以降に生まれ、社会福祉士の資格を有し、かつ、官公庁・民間企業等において社会福祉士の職務経験が3年以上ある人	
理学療法士 (社会人経験者)	・昭和46年4月2日以降に生まれ、理学療法士の資格を有し、かつ、官公庁・民間企業等において理学療法士の職務経験が3年以上ある人	
主任介護支援専門員 または 介護支援専門員 (社会人経験者)	・昭和46年4月2日以降に生まれ、主任介護支援専門員または介護支援専門員の資格を有し、かつ、官公庁・民間企業等において主任介護支援専門員又は介護支援専門員の職務経験が3年以上ある人	

欠格事項等

次のいずれかに該当する者は、受験できません。

日本国籍を有しない人

地方公務員法第16条に規定する次の欠格事項に該当する人

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (2) 軽井沢町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で

破壊することを主張する政党その他の団体を節制し、又はこれに加入した人
※軽井沢町職員採用試験（一般事務・試験区分A、B）との併願はできません。

2 試験科目及び内容等

(1) 第1次試験

【日時及び会場】

日 時	会 場
令和8年6月1日（月）から令和8年6月10日（水）まで	自宅 等 ※インターネットに接続できる等のパソコン環境が必要です。

【試験科目及び内容】

試験科目	試験の内容
総合適性検査 (SPI3)	公務員試験対策を必要としない「コミュニケーション力」「思考力・判断力」「新しい知識の吸収力」「応用力」などの基礎になる能力を測定する検査（65分） ※インターネットに接続でき、かつ検査問題提供者が動作保証するパソコン環境を用意してください。

※書類選考を行ったうえで第1次試験を実施します。

(2) 第2次試験

試験の方法	内 容	試験予定日	会 場
個別面接	人事担当職員による個別面接試験	6月中旬以降の指定する1日（平日）	軽井沢町役場 ※オンライン対応可

※詳細は、第1次試験合格者に連絡します。

(3) 第3次試験

試験の方法	内 容	試験予定日	会 場
個別面接	理事者等による個別面接試験	7月下旬以降の指定する1日（平日）	軽井沢町役場

※詳細は、第2次試験合格者に連絡します。

3 受験手続

(1) 受付期間

受付期間
令和8年4月6日（月）から令和8年5月21日（木）まで

(2) 申込方法

官公庁求人サイト「PUBLIC CONNECT」のエントリーフォームから申し込んでください。

<https://public-connect.jp/employer/1194/job/list>



採用ページ

4 合格発表

第1次試験	6月中旬（予定）
第2次試験	6月下旬（予定）
第3次試験	7月下旬（予定）

※第1次試験及び第2次試験は電子通知（パブリックコネクト）、第3次試験は郵送により受験者全員に合否の結果を通知します。

※合否発表の伝達方法は変更となる場合があります。

5 合格から採用まで

- (1) 最終合格者を任用候補者名簿に登載し、名簿登載者の中から採用者を決定します。
- (2) 任命権者は意向確認のための提出書類等に基づき最終的に採用者を決定します。
- (3) 「資格・免許」を必要とする試験区分で、試験・免許の確認ができなかった場合は、採用通知の送付後であっても、採用は取り消されます。
- (4) 採用は、原則として令和8年10月1日以降になります。
- (5) 任用候補者名簿は、原則として確定した日から1年を経過すると失効されます。

6 給与等 軽井沢町における給与等に関する各条例等の規定によります。

7 その他

提出された受験申込書に記載された個人情報、今年度の採用試験及び配属の際に必要な範囲でのみ利用しますのでご了承ください。

問い合わせ先 軽井沢町 総務課人材育成係 〒389-0192 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉2381番地 1 電話：0267-45-8111 直通：0267-45-8802 e-mail jinzai@town.karuziwa.nagano.jp
--